

千葉市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年3月20日

千葉市監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総総第1105号
平成31年3月14日

千葉市監査委員 清水謙司
同 宮原清貴
同 中島賢治 様
同 山本直史

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第10号、平成28年度監査報告第11号、平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定を適正に行うべきもの (財政局)</p> <p>決裁規程別表第 1 によると、長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定については、契約期間中の執行予定総額により、専決権者の意思決定を受けるものとされている。</p> <p>しかしながら、本庁舎清掃業務委託他 2 件の長期継続契約については、契約期間中の 3 年間の執行予定総額により局長専決とすべきところ、1 年間の執行予定額により部長専決としていた。</p> <p>長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定については、規程に基づき適正に行われたい。</p>	<p>長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定については、決裁規程に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底を図り、平成 30 年度以降は、契約期間中の執行予定総額により専決権者の意思決定を受け、適正に執行している。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>カ 長期継続契約の対象業務を適正に設定すべきもの（水道局）</p> <p>長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条によると、長期継続契約を締結することができる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの等に該当するため、複数年度にわたる契約を必要とする契約で規則で定めるものとされている。</p> <p>また、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について」（平成 20 年 12 月 19 日付け財政部長通知）によると、対象業務は、施設等において、人が常駐し、定型的な業務の履行が年間を通じて、継続（毎日）して行われる業務を対</p>	<p>浄水場施設清掃業務委託については、平成 30 年 4 月から単年度で契約を締結した。</p>

象とするとされている。

しかしながら、浄水場施設清掃業務委託については、週1回又は年複数回の清掃業務を対象として長期継続契約を締結していた。

長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、その対象業務を適正に設定されたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 現金出納簿の作成を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p> 予算会計規則第 111 条によると、現金取扱員は、現金出納簿を備え、取り扱う現金の出納のすべてを記入しなければならないとされている。</p> <p> 公民館においては、第 3 類の公民館で収納した現金を第 2 類の公民館に持ち込み、第 2 類の公民館が取りまとめて指定金融機関等に払い込んでおり、現金出納簿は、公民館ごとに備え付けられている。</p> <p> しかしながら、花見川区、稲毛区及び緑区の公民館において、第 2 類の公民館の現金出納簿と第 3 類の公民館の現金出納簿とを比較照合したところ、現金の亡失等はなかったものの、第 3 類の公民館が持ち込んだとされる収納金の額と、第 2 類の公民館が受け入れたとされる収納金の額とが一致しない事例が見受けられた。</p> <p> 現金出納簿の作成については、公金が市民から負託された貴重な財産であり、厳正かつ確実に取り扱う必要があることを改めて認識し、適正に行われたい。</p>	<p>現金出納簿の作成については、平成 29 年 4 月 25 日に生涯学習振興課長から第 2 類の公民館長に対し、収納した現金の確認及び現金出納簿への記載、照合について適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、これを受け、第 2 類の公民館長から所属職員及び第 3 類の公民館に対し、同様に周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成 30 年 4 月以降、公民館に指定管理者制度を導入したが、指定管理業務モニタリングにおいて、各公民館の現金出納簿を突合し、金額に齟齬が無く適正に事務処理されていることを確認した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>オ 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（環境局）</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約等を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。</p> <p>また、大草谷津田いきものの里巡回清掃他維持管理業務委託に係る仕様書によると、受注者は、出来高報告書、作業記録簿、作業記録写真簿等を提出するとされている。</p> <p>しかしながら、当該業務委託の一部の業務については、作業記録簿の提出がない、作業記録写真簿に写真が写っていない、出来高報告書と作業記録簿に記載された業務実施時期が一致していないなどの不備があるにもかかわらず、契約どおりの履行が確認できたものとして、検査を完了していた。</p> <p>請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>大草谷津田いきものの里巡回清掃他維持管理業務委託に係る検査については、平成30年4月履行分から、仕様書に基づき書類提出を受け、適正に検査を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ア 重要物品の管理を適正に行うべきもの（総合政策局）</p> <p>千葉市物品会計規則（昭和 52 年千葉市規則第 49 号）第 24 条によると、物品取扱員等は、受け入れた物品のうち備品にあつては、直ちに備品登録書により物品出納員等に報告しなければならないとされている。</p> <p>また、「備品の確認について」（平成 29 年 12 月 6 日付け会計室長通知）によると、備品を取得した場合は、備品購入費のほか、支出科目が委託料、工事請負費等であっても備品登録を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、業務委託により取得したカウントダウンカレンダー（重要物品）については、備品登録を行っておらず、備品明細一覧表に記録されていなかった。</p> <p>重要物品については、備品明細一覧表の記録に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則等に基づく管理を適正に行われたい。</p>	<p>重要物品を含めた備品の管理については、平成 31 年 1 月 25 日付けで、総合政策局長から局内各所属長あてに、物品会計規則に基づき適正に管理を行うよう通知し、これを受けて各所属長から職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>なお、業務委託により取得したカウントダウンカレンダーについては、平成 30 年 11 月 9 日に備品登録書により会計室へ報告を行った。</p>